

## 耐震診断業務委託仕様書

本仕様書は、高砂市が委託する耐震診断業務を行うにあたって必要な事項等を示したものであり、耐震診断業務の執行は、本仕様書、公共建築設計業務委託共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）による。

### 1. 一般事項

#### (1) 業務の概要

「耐震診断業務委託要領書」による。

#### (2) 業務の範囲

「耐震診断業務委託要領書」による。

#### (3) 業務の内容

「耐震診断業務委託要領書」による。

### 2. 耐震診断

耐震診断にあたっては、各棟の構造に応じ、以下のとおりとする。

#### (1) 鉄筋コンクリート造

##### ① 診断方法

- ・ 「2001年改訂版既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」（発行（財）日本建築防災協会 国土交通省住宅局建築指導課監修）に基づき診断を実施する。
- ・ 診断にあたっては、第2次診断法による。
- ・ ただし、上記基準に準じて開発され、（財）日本建築防災協会の耐震診断プログラム評価を取得した計算プログラムによることができる。
- ・ 診断により補強が必要とされる場合は、補強方法を検討し、補強計画を提案する。
- ・ 補強計画案は、補強後目標耐震性能を満足するものとし、目標数値は「耐震診断業務委託要領書」による。
- ・ 補強方法及び箇所については、当該施設の利用形態に可能な限り支障をきたさない事を優先させるものとし、経済性及び施工性も考慮して提案する。
- ・ 補強計画案（概算金額・工期・工程計画とも）については、複数案提出し、委託者側担当職員（以下「担当員」という）と協議の上、計画を進めること。

##### ② 現地調査

- ・ 予備調査

- 現地下見・調査、診断内容確認・現地調査計画・改修歴調査
- ・ 図面照合  
対象建物を設計図書と照合・相違の有無の調査  
相違がある場合は、担当員と協議を行うこと。
- ・ 構造躯体調査  
構造ひび割れ、変形の発生と範囲、コンクリートの変質・老朽化の程度及び範囲、鉄筋のかぶり厚さ、腐食状況、不同沈下の傾向の有無
- ・ 材質調査  
コンクリート強度試験（コア抜きは、各工期毎に各階3本以上）※  
※数量詳細は「耐震診断業務委託要領書」による。  
コンクリート中性化試験（圧縮試験用コアを利用する）  
上記試験は公的機関で行うこと。
- ・ 修復工事及び諸試験立会い等  
コンクリート抜き位置は担当員及び施設管理者と協議の上決定し、抜き後は仕上げも含めて速やかに復旧すること。
- ・ その他  
その他、気がついた点は記録にとり、必要な写真や図面を貼付しておくこと。また、調査が不可能な場合は、その理由を併せて明記すること。

(2) 鉄骨造（体育館を除く）

① 診断方法

- ・ 「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断及び耐震改修指針・同解説（1996）」  
（発行（財）日本建築防災協会 建設省住宅局建築指導課監修）  
に基づき診断を実施する。
- ・ 診断により補強が必要とされる場合は、補強方法を検討し、補強計画を提案する。
- ・ 補強計画案は、補強後目標耐震性能を満足するものとし、目標数値は「耐震診断業務委託要領書」による。
- ・ 補強方法及び箇所については、当該施設の利用形態に可能な限り支障をきたさない事を優先させるものとし、経済性及び施工性も考慮して提案する。
- ・ 補強計画案（概算金額・工期・工程計画とも）については、複数案提出し、担当員と協議の上、計画を進めること。

② 現地調査

- ・ 予備調査  
現地下見・調査、診断内容確認・現地調査計画・改修歴調査

- ・ 図面照合  
対象建物を設計図書と照合・相違の有無の調査  
相違がある場合は、担当員と協議を行うこと。
- ・ 構造躯体調査  
診断基準により、軸組寸法、軸組筋交構面、柱梁接合部及びその周辺部位について、鉄骨の腐食及び発錆状況等について調査する。
- ・ その他  
その他、気がついた点は記録にとり、必要な写真や図面を貼付しておくこと。また、調査が不可能な場合は、その理由を併せて明記すること。

(3) 鉄骨造（体育館）

① 診断方法

- ・ 「屋内運動場等の耐震性能診断基準（平成18年版）」  
（文部科学省大臣官房文教施設企画部）  
に基づき診断を実施する。
- ・ 診断により補強が必要とされる場合は、補強方法を検討し、補強計画を提案する。
- ・ 補強計画案は、補強後目標耐震性能を満足するものとし、目標数値は「耐震診断業務委託要領書」による。
- ・ 補強方法及び箇所については、当該施設の利用形態に可能な限り支障をきたさない事を優先させるものとし、経済性及び施工性も考慮して提案する。
- ・ 補強計画案（概算金額・工期・工程計画とも）については、複数案提出し、担当員と協議の上、計画を進めること。

② 現地調査

- ・ 予備調査  
現地下見・調査、診断内容確認・現地調査計画・改修歴調査
- ・ 図面照合  
対象建物を設計図書と照合・相違の有無の調査  
相違がある場合は、担当員と協議を行うこと。
- ・ 構造躯体調査  
診断基準により、部材寸法、接合部、柱脚、基礎、部材、接合部の発錆状況を調査する。
- ・ その他  
その他、気がついた点は記録にとり、必要な写真や図面を貼付しておくこと。また、調査が不可能な場合は、その理由を併せて明記すること。

### 3. 提出書類

#### (1) 事務手続書類

(契約時)

委託業務着手届、会社経歴書、設計業務担当者届、設計業務協力事務所承諾願、業務計画書、計画日程表等、担当員の求める書類を速やかに提出すること。

(業務完了時)

委託業務完了届、委託業務提出図書、納品書、請求書

#### (2) その他

打合せ覚書 (A 4 版)

### 4. 成果品

次のものを報告書としてまとめ、提出すること。なお、報告書は施設 (棟) ごとに別冊とすること。

#### (1) 耐震診断結果報告書 (棟毎に A 4 版を 2 部作成 ファイル綴じ 付箋とも)

① 建物概要 (建物概要、配置図、平面図、外観写真等)

② 調査結果 (調査項目の概要、調査方法、調査結果等)

③ 耐震診断結果 (診断の概要、診断方法、診断結果等)

④ 総合所見

調査及び診断資料を総合的に判断し、建物を継続して使用する場合に予測される問題点を抽出のうえ、その対策を含めた総合所見を提示する。

⑤ 添付資料

各階伏図・軸組図・柱、梁、壁断面リスト等

⑥ 耐震診断総括書 (棟毎に A 3 版を作成)

⑦ 耐震補強計画 (案)

(補強方針、補強概要、補強方法、補強結果、概算耐震補強費 等)

⑧ 電子データ (CD-ROM)

#### (2) 添付図書 (報告書に添付)

① 診断計算書又は電算出力表

② 構造体損傷度調査記録写真

③ 診断に用いた各種資料

#### (3) 委託業務対象建築物図面の電子データ (JWW形式 CD-ROM にて提出)

① 意匠図 (平面図、立面図、断面図) 縮尺 1/100 程度

② 構造図 (伏図、軸組図、その他) 縮尺 1/100 程度

③ その他診断業務に必要な図面

### 5. 検査

- (1) 受託者は、委託業務が完了したときは、検査を受けなければならない。
- (2) 受託者は、検査を受ける場合には、あらかじめ成果品を整備し担当員の確認を受け、成果品の全てを写真撮影の上、納品書を添付すること。

## 6. その他の留意事項

- (1) 業務着手に先立ち、委託業務着手届、計画日程表等を提出すること。
- (2) 委託業務にあたり、文教施設協会等の耐震診断・耐震補強講習の終了証書の写しを提出すること。
- (3) 現地調査については、業務等に支障がないよう施設管理者と十分協議すること。
- (4) 調査・診断・設計の各段階において、技師長相当の建築技術者が指揮し、統括すること。
- (5) 現地調査を十分行った上、経済性を十分に考慮し設計すること。
- (6) 業務について疑問が生じた場合は、担当員と協議を行い、業務の円滑な進捗を期さなければならない。
- (7) 業務執行中、下記に示す時期に打合せ・説明を行う。但し、下記以外においても、必要と思われる場合、随時連絡を密に行い、業務を行うこと。
  - ・ 契約直後
  - ・ 現地調査終了後
  - ・ 耐震診断計算終了後
  - ・ 補強計画案評価後
  - ・ 委託完了時
  - ・ その他、必要とするとき
- (8) 受託者は、本業務で知り得た事項ならびに関連資料を当該業務に関わる者以外にもらしてはならない。
- (9) 委託業務後、不明箇所等が生じた場合は、必要に応じて補足説明等の措置をとること。当市が求めた場合には、当市へ出向き、説明・資料提出などの措置をとること。

## 7. 適用基準

- ・ 建築物の耐震改修の促進に関する法律、及び同法に基づく関係規定
- ・ 兵庫県耐震判定基準・同解説
- ・ 兵庫県の耐震診断における壁の取扱い
- ・ 監修 国土交通省住宅局建築指導課 「2001年改訂版 既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・耐震改修設計指針同解説」財団法人日本建築防災協会
- ・ 監修 国土交通省住宅局建築指導課 「2001年改訂版 既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準 改修設計指針 適用の手引き」財団法人 日本建築防災協会
- ・ 監修 国土交通省住宅局建築指導課「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の

耐震診断及び耐震改修指針・同解説（1996）」財団法人日本建築防災協会

- ・ 監修 国土交通省住宅局建築物指導課「実務者のための既存鉄骨造体育館等の耐震改修の手引きと事例」財団法人日本建築防災協会
- ・ 文部科学省「学校施設の耐震補強マニュアル RC造校舎編《2003年改訂版》」
- ・ 文部科学省「学校施設の耐震補強マニュアル S造屋内運動場編《2003年改訂版》」
- ・ 文部科学省「屋内運動場等の耐震性能診断基準（平成18年度版）」
- ・ 財団法人日本建築総合試験所 既存建物の耐震性研究会「RC造およびSRC造建築物の耐震診断マニュアル(案)」
- ・ 財団法人日本建築防災協会 既存鉄筋コンクリート造建築物の「外側耐震改修マニュアル」

#### 8. 参考図書の貸与について

市から貸与する資料は「耐震診断業務委託要領書」のとおりである。貸与の際には、借用書作成・押印のうえ貸借を行い、委託業務完了後返還すること。また、当市が必要とし返却を求めた際はその指示に従うこと。